

# 建築士事務所登録簿閲覧規則

## (目的)

第1条 この一級建築士事務所登録簿、二級建築士事務所登録簿、木造建築士事務所登録簿（以下「登録簿」という。）閲覧規則（以下「閲覧規則」という。）は、一般社団法人山梨県建築士事務所協会（以下「本会」という。）が建築士法（昭和25年法律第202号、以下「法」という。）第26条の3の規定に定める指定事務所登録機関として行う、事務所等登録事務のうち、法第23条の9の規定に基づく登録簿等を一般の閲覧に供する事務（以下「閲覧業務」という。）に関する事項について、必要な事項を定めるものとする。

## (登録簿閲覧所の設置)

第2条 登録簿の閲覧所の所在地は以下のとおりとする。  
甲府市丸の内1丁目14-19

## (閲覧日及び時間)

第3条 登録簿の閲覧事務を行う日は、次に掲げる日以外の日とする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月6日までの日（前二号に掲げる日を除く。）
- (4) その他別に定める日

2 登録簿の閲覧事務を行う時間は、午前9時00分から午後5時00分までとする。

## (閲覧事項)

第4条 閲覧事項は、法第23条の規定に掲げる以下の登録事項を対象とする。

建築士事務所の名称及び所在地、一級建築士事務所、二級建築士事務所または木造建築士事務所の別、登録申請者が個人である場合はその氏名、法人である場合にはその名称及び役員の氏名、法第24条第2項に規定する管理建築士の氏名及びその者の一級建築士、二級建築士または木造建築士の別、建築士事務所に属する建築士の氏名及びその者の一級建築士、二級建築士または木造建築士の別、登録年月日、登録番号、事務所監督処分及びこれらを受け年月日並びに建築士事務所に属する建築士の登録番号

## (閲覧申請)

第5条 本会は、登録簿の閲覧を希望する者からその旨の申し出があった場合には、本会が別に定める閲覧申請書に所定の事項を記入させ、これを受付けるものとする。

## (閲覧方法)

第6条 閲覧申請者は本会に備え付ける閲覧用の登録簿により閲覧するものとする。

## (登録簿の持ち出し禁止)

第7条 閲覧者は、登録簿を閲覧所外に持ち出してはならず、複写機による転写又はカメラによる撮影をしてはならない。

## (閲覧の停止及び禁止)

第8条 本会は、登録簿を閲覧し、又は閲覧しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、閲覧を停止し、又は禁止することができる。

- (1) 他の閲覧者に迷惑を及ぼし、又はその恐れがあると認められるとき
- (2) この規則に違反し、又は係り印の指示に従わないとき
- (3) 登録簿を汚損し、もしくは破損し、又はこれらのおそれがあると認められるとき

## (適用範囲)

第9条 閲覧規則第2条、第3条及び第5条から前条までの規定は、閲覧所における一般の閲覧に供す

る場合に限り適用する。

**(その他)**

第10条 その他、閲覧の実施に関し必要な事項は、本会会長が定めることができる。

**附則**

この規則は令和7年4月1日より施行する。